

# 青森県報

第二千六百四十五号

平成十八年  
六月二十六日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

結核予防法による医療機関の指定…………… (保健衛生課) …… 一

検査の事務を地域県民局長及び農林水産事務所長に委任する土地改良区の指定…………… (団体経営改善課) …… 一

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出…………… (経営支援課) …… 二

右 同…………… 同…………… 三

右 同…………… 同…………… 三

右 同…………… 同…………… 四

右 同…………… 同…………… 四

右 同…………… 同…………… 五

右 同…………… 同…………… 五

右 同…………… 同…………… 六

右 同…………… 同…………… 六

右 同…………… 同…………… 七

右 同…………… 同…………… 七

右 同…………… 同…………… 八

右 同…………… 同…………… 九

右 同…………… 同…………… 一〇

## 告

## 示

青森県告示第四百九十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
まさいく整形外科	東津軽郡平内町大字小湊字愛宕二〇の一	平成二〇・六・一九
滝澤整形外科クリニック	八戸市根城二丁目二八の一	一八・六・一

青森県告示第四百九十一号

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）第十三条第一項第四十五号クの規定により、平成十八年度において知事が指定する土地改良区は、次のとおりとする。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 青森第二北部土地改良区
- 青森南部土地改良区
- 奥内土地改良区
- 原別土地改良区
- 六羽川土地改良区
- 平川土地改良区
- 館土地改良区
- 福地土地改良区
- 市川土地改良区
- 荒屋平土地改良区
- 奥入瀬川南岸土地改良区



意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ラ・セラ東バイパスショッピングセンター  
青森市八重田四丁目二の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一  
代表取締役 三浦紘一
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設に関する事項	開設の運び閉店時刻及び営業を行う者	開設の運び閉店時刻及び営業を行う者	平成 一六・六・三〇
大規模小売店舗	開店時刻 午前九時 （十二月一日から翌年三月三十一日まで） 閉店時刻 午後十時	開店時刻 午前九時 （十二月一日から翌年三月三十一日まで） 閉店時刻 午後十時	
小規模小売店舗	開店時刻 午前九時 （十二月一日から翌年三月三十一日まで） 閉店時刻 午後十時	開店時刻 午前八時三十分（お盆・年末等の一定期間は午前七時） 閉店時刻 午後十時	
大規模小売店舗	第一駐車場のみの利用が可能な時間帯	第一駐車場のみの利用が可能な時間帯	
小規模小売店舗	第一駐車場のみの利用が可能な時間帯	第一駐車場のみの利用が可能な時間帯	

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年六月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース筒井店

青森市大字筒井字八ツ橋七三の一外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
成田 勝雄  
青森市桜川六丁目二の四
- 三 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻（ただし、日祝祭日午前九時） 閉店時刻 午後十一時	平成 一六・六・三〇
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分（ただし日祝祭日午前八時三十分）から午後十一時三十分まで	午前九時三十分（ただし年間十日間午前八時三十分、日祝祭日午前八時三十分、お盆・年末等）から午後十一時三十分まで	

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年六月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース根城店

八戸市根城四丁目一〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻（ただし、日祝祭日午前九時） 閉店時刻 午後十一時	平成 一六・六・三〇
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分（ただし日祝祭日午前八時三十分）から午後十一時三十分まで	午前九時三十分（ただし年間十日間午前八時三十分、日祝祭日午前八時三十分、お盆・年末等）から午後十一時三十分まで	

間帯	十五分まで	前八時三十分、お盆・年末等の一定期間午前十五時から午後十一時
----	-------	--------------------------------

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年六月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース下長店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース  
八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗の開設時刻及び閉店時刻 午前九時三十分から午後十一時三十分	大規模小売店舗の開設時刻及び閉店時刻 午前九時三十分から午後十一時三十分	平成十八年六月二十六日

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年六月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。





株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻、ただし、日祝祭日午前九時、お盆・年末等一定期間午前五時	平成 一六・六・三〇
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分(ただし日祝祭日午前八時三十分)から午後十一時三十分まで	午前九時三十分(ただし年間十日間午前八時三十分、日祝祭日午前八時三十分、お盆・年末等一定期間午前十一時三十分)から午後十一時三十分まで	平成 一六・六・三〇

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成十八年六月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡東北町旭北一丁目六八〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社ユニバース、株式会社パセリー菜の開店時刻、午前十一時(ただし、日祝祭日午前十時)	平成 一六・六・三〇



に関する事項	前九時(閉店時刻) 午後十時	午前九時、日祝祭日午前九時(お盆・年末等)の一定期間(午前五時)閉店時刻 変更なし
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後十時十五分まで	午前八時三十分(お盆・年末等の一定期間午前五時)から午後十時十五分まで

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び東北町役場

2 期間

平成十八年六月二十六日から同年十月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東北町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠四三の一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設及び営業を行う者の開設時刻及び閉店時刻	株式会社ユニバース、株式会社ラグノオササキ、株式会社ビジュアグル企業株式会社ドラッグユーのみ実施 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十一時	株式会社ユニバース、株式会社ラグノオササキ、株式会社ビジュアグル企業株式会社ドラッグユーのみ実施 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十一時	平成 一六・六 三
大規模小売店舗の施設及び営業を行う者の開設時刻及び閉店時刻	株式会社ユニバース、株式会社ラグノオササキ、株式会社ビジュアグル企業株式会社ドラッグユーのみ実施 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十一時	株式会社ユニバース、株式会社ラグノオササキ、株式会社ビジュアグル企業株式会社ドラッグユーのみ実施 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十一時	平成 一六・六 三
大規模小売店舗の施設及び営業を行う者の開設時刻及び閉店時刻	株式会社ユニバース、株式会社ラグノオササキ、株式会社ビジュアグル企業株式会社ドラッグユーのみ実施 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十一時	株式会社ユニバース、株式会社ラグノオササキ、株式会社ビジュアグル企業株式会社ドラッグユーのみ実施 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十一時	平成 一六・六 三
大規模小売店舗の施設及び営業を行う者の開設時刻及び閉店時刻	株式会社ユニバース、株式会社ラグノオササキ、株式会社ビジュアグル企業株式会社ドラッグユーのみ実施 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十一時	株式会社ユニバース、株式会社ラグノオササキ、株式会社ビジュアグル企業株式会社ドラッグユーのみ実施 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十一時	平成 一六・六 三

四 届出年月日



のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目  
番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭